

新宿区教育委員会会議録

平成22年第8回臨時会

平成22年11月24日

新宿区教育委員会

平成22年第8回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成22年11月24日(水)

開会 午前 9時28分

閉会 午前 9時44分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 羽 原 清 雅

委員長職務代理者 松 尾 厚

委 員 熊 谷 洋 一

委 員 菊 池 俊 之

教 育 長 石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長 蒔 田 正 夫

参 事 教 育 政 策 課 長 竹 若 世 志 子  
事 務 取 扱

教 育 指 導 課 長 上 原 一 夫

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第54号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第55号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第56号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第57号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

---

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成22年新宿区教育委員会第8回臨時会を開会いたします。

本日の会議は白井委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

---

◎ 議案第54号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◎ 議案第55号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例

◎ 議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎ 議案第57号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

○羽原委員長 それでは議事に入ります。

「日程第1 議案第54号 新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第55号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第56号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第4 議案第57号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

○竹若教育政策課長 では、議案について説明させていただきます。

今回、臨時会議の議案3本につきましては、平成22年の特別区人事委員会の勧告を受けて、職員の給与等を改正する関係から、あわせて特別職の報酬等の改正を行うというものでございます。

まず最初に、第54号議案の「新宿区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」ですが、これは新宿区特別職報酬等審議会におきまして、区長等の給料等の改定の答申が出されまして、教育委員についても、特別区人事委員会勧告の公民格差

0.3%分報酬を引き下げることという答申が出されまして、その内容を踏まえての改定をするものです。

教育委員会の教育委員長は、議員報酬の0.5という割合というようになっておりますので、議員報酬が61万5,000円であることから、それに0.5をかけますと、ここの記載のとおり、30万8,000円となるものです。

職務代理者は教育委員長の報酬の0.85、委員は委員長の0.8という割合により算定しております。それぞれ計算いたしますと、この概要に記載のとおり金額となるというものです。なお、1,000円未満の端数は500円以上切り上げ、500円未満切り捨てということで処理させていただいております。

施行日は平成22年12月1日です。

次に第55号議案の「新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例」ですが、教育長の給与等につきましても、特別職報酬等審議会において、区長等の給料等の改定の答申が出されましたので、あわせて教育長の給料の額、期末手当を改正する必要があるためでございます。

特別区人事委員会では、職員の給料月額につきましては公民格差0.3%減額を、また、期末手当の支給月数を0.15カ月分、勤勉手当を0.05カ月分減額と勧告されております。この勧告を踏まえて、報酬等審議会の答申では教育長の給与月額を0.3%減額しております。

また、特別職については勤勉手当がないことから、一般職の職員の期末手当の0.15カ月分を減額するもので、6月期においては改定なし、12月期には0.1カ月分を減額して1.5カ月分とし、3月期に0.05カ月分減額し0.2カ月分とするものです。給料の月額は記載のとおりです。なお、1,000円未満の端数処理については教育委員と同じでございます。施行日は平成22年の12月1日でございます。

施行日は、期末手当の部分につきましては公布の日で、給与については平成22年12月1日施行です。

次に議案第56号「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」ですが、こちらについても特別区の人事委員会の勧告を受けまして、期末勤勉手当、そして給与額等を改定するものです。

まず、第1の期末勤勉手当の支給月数の改定ですが、年間の支給月数、4.15カ月分を0.2カ月分引き下げ、3.95カ月分とするものです。

再任用職員は年間支給月数の2.2カ月分を0.1カ月分引き下げ、2.1カ月分とするものです。

改正条文は、1条と2条とありまして、第1条は22年度分の改正、第2条は23年度から適用する内容の改正です。資料の(1)の表が22年度の適用の分です。こちらにつきましては、12月期と3月期において、12月期では勤勉手当0.05カ月分を、3月期では期末手当0.15カ月分の減額を行うものです。管理職員、再任用職員についても同様です。

(2)の23年度分のところですが、この表のとおり、平成22年度と比べ、6月期末手当分を0.05カ月分、勤勉手当を0.025カ月分、12月期においては、期末手当で0.1カ月分減額し、勤勉手当を0.025カ月分を増額します。差引合計で0.15カ月分減額となりますので、3月期については22年度に減額した分をもとの月数に戻すものです。

なお、再任用職員の場合については、6月期は勤勉手当が0.025カ月分、12月期末手当が0.05カ月分減、勤勉手当が0.025カ月分の増、差引合計0.05カ月分を減額するもので、これも同様に3月期分は22年度に減額した分をまたもとへ戻すという処理をしております。

第2に、地域手当の支給割合の改定ですが、地域手当は月額給料、管理職手当、扶養手当の合計額の100分の18、つまり18%の範囲内と規定しており、平成22年度までに順次18%になるように段階的に引き上げてきております。その分、それにあわせて給料月額を下げているという処理をしておりますが、22年度で現行の17%の地域手当が18%となり、本給を1%減額するというところで、本則になるということになります。附則でこの割合を毎年規定していたところですが、これで本則どおりとなるため、附則の経過措置を削除していくものでございます。

第3に、昨年度6月期の期末手当、勤勉手当の支給に際して、0.2カ月分を凍結して減額しましたが、これは限定した特例のため、削除するものです。

第4に、給料表の改定を別表第1のとおり改正します。

この内容は先ほどの公民格差分、そして地域手当分の1%引き上げと給料の同率の引き下げ、国の初任給と民間事業所の状況を踏まえて、初任給の据え置きなどを反映させているものです。

第5に、平成23年3月期の期末手当において、平成22年4月から12月までの公民格差0.3%の減額相当額と差し引き調整する措置の規定です。理由は、従来であれば12月分期末勤勉手当で調整するのですが、事務の処理の関係から間に合わないということです。

施行日ですが、第1の(1)、22年度の方は公布の日から。第2、第4、第5の規定は23年の1月1日から。第1の(2)の23年度分の期末勤勉手当の適用は23年4月1日からです。

最後に、57号議案についてご説明いたします。

「新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」です。

第4回新宿区議会定例会に提案される「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が可決、制定、公布された場合に、これに伴う規則改正及び12月の期末勤勉手当から適用する改正規則を条例公布の日に制定、公布する必要がありますが、日程の制約からあらかじめ教育長に臨時代理の指示を行うものでございます。

指示の内容ですが、概要に記載のとおり、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則です。こちらは、施行日が公布の日ということで、職員の勤勉手当の支給月数を条例改正にあわせて改正するものです。

再任用職員以外の一般職員と再任用職員はこの概要に記載のと通りの月数を12月分のところで改正するものです。

なお、そのほかに期末手当や管理職員の地域手当の割合などの改正の規則が2本ほどありますが、それにつきましては、12月の定例会で改めて付議させていただき予定しております。

以上、雑駁ですが、説明を終わります。

○羽原委員長 説明は終わりました。

ただいま説明のあった4件の議案のうち、内容が関連する議案を一括して討論、質疑及び採決を行いたいと思います。

教育委員及び教育長の報酬等に関する議案である議案第54号及び議案第55号を一括して、次に新宿区幼稚園教育職員の給与に関する議案である議案第56号及び議案第57号を一括してそれぞれ討論、質疑及び採決を行います。

それでは、まず議案第54号及び議案第55号を一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問はございますか。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第54号及び議案第55号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第54号及び議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第56号及び議案第57号を一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員長職務代理者 手元にあります議案第57号の「記」とあるところの下、このところが「別紙の及び」となっているんですけども、この「及び」はミスプリントでしょう

か。

○竹若教育政策課長 すみません。御指摘のとおり誤植ですので、ここは削除させていただきたいと思います。

○松尾委員長職務代理者 わかりました。

○羽原委員長 ほかに御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第 56 号及び議案第 57 号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第 56 号及び議案第 57 号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

---

### ◎ 閉 会

○羽原委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

ありがとうございました。

---

午前 9 時 4 4 分閉会